

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から50年3月まで

大学在学中、20歳になったのを機に国民年金に加入できることを母が知り、加入手続をして保険料を納付してくれていた。また、その都度納付済みの領収書を見せてくれたことを覚えている。

領収書は保管していないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「当時、母親から領収書を見せられた記憶があり、加入当初は1年か2年分ぐらいをまとめて納付し、額は1万8,000円から2万円ぐらいであった。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和50年9月25日に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、48年7月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であったと考えられる上、加入当初にまとめて納付したとする金額は、48年7月から50年3月までの保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、改製原附票によれば、申立人は昭和51年2月までは両親と同居していたことが確認できることから、母親が加入手続及び保険料の納付を行っていたという申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和41年7月から48年6月までの期間は、手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である上、申立期間のうち、昭和41年7月から48年6月までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から58年3月まで

私は、生活が苦しい中、国民年金保険料が未納とならないよう納付してきたつもりだ。申立期間当時、郵便局の定期貯金を取り崩して保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については保険料の未納期間が無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和58年度の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立人は、A町での再加入手続に関し、「小学校就学前の第一子が病院通いをしていたときで、時期は昭和58年の春ごろであった。」と具体的に当時の状況を記憶していることを踏まえると、昭和58年4月ごろ再加入手続が行われ、その際、納付可能な56年1月から58年3月までの期間の納付書が発行されたと推認でき、納付書の交付を受けながら納付意識の高い申立人が保険料を納付しないのは不自然である。

しかしながら、再加入手続をした時点では、昭和55年7月から同年12月までの期間については時効により保険料を納付できない期間であって、同期間の納付書が発行されたとは考え難く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年9月から49年3月まで
③ 昭和49年7月から同年12月まで

私は、昭和52年の春から夏までの間にA市役所で国民年金に加入した。

当時は、未納の国民年金保険料を一括で納付することができる制度があり、親にも勧められたので納付することにした。

30年も前のことなので、細かいことまでは覚えていないが、市役所の窓口で40歳ぐらいの男性職員に二十数万円の保険料を一括して納付した。

その職員に「この手帳があれば皆きちんとしてあるのでよい。」と言われ、国民年金手帳だけを渡された。

その時には領収書も受け取っていないし、その際に提出した厚生年金保険被保険者証も返されなかったが、役所の方が言うことなので信用した。

それなのに申立期間の保険料が未納となっている記録が残されているとは思ってもみなかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の昭和49年4月以降の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間③を除き60歳に至る前月まで未納の期間は無の上、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）の記録（申立期間③直前の昭和49年4月から同年6月までの保険料が納付済みとなってい

る。)を受けて、平成 21 年 9 月にオンライン記録が訂正され、前後の期間が納付済みとなったことを踏まえると、申立期間③のみが未納となっていることは不自然である。

一方、申立人は昭和 52 年の春から夏までの間に A 市で申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、申立人が主張する時期は特例納付実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）ではない。しかも、A 市及び C 市の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人が同期間に A 市に居住していたことの形跡は無い。

また、申立人が国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月21日から同年12月1日まで
私は、A社に昭和42年4月1日に入社してから平成21年2月18日に定年退職するまで一貫して勤務した。

この間、昭和45年11月21日にA社D支店から同社C支社に異動したが、同日から同年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している社内履歴、E健康保険組合の加入記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月21日にA社D支店から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年12月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料も無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和56年4月1日から現在までB社及び同社系列会社に勤務しているが、同社本社から同社C工場に転勤した際に、申立期間について厚生年金保険に未加入期間が生じているのは、同社による事務手続の誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事通達、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和61年2月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和57年4月1日から現在までB社及び同社系列会社に勤務しているが、同社本社から同社C工場に転勤した際に、申立期間について厚生年金保険に未加入期間が生じているのは、同社による事務手続の誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事通達、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和60年11月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和60年9月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年7月から18年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から18年6月11日まで

A社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、社会保険事務所（当時）から、この期間の標準報酬月額が18万円となっているとの回答をもらった。

私は、平成16年7月1日にA社に入社したが、入社と同時に厚生年金保険に加入し、退職により18年6月11日に資格を喪失するまで、毎月給与から厚生年金保険料を差し引かれていた。申立期間当時の給与明細書と源泉徴収票を所持しているが、その記載内容によると、毎月の給与から標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書におい

て確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成16年7月から18年5月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和60年7月24日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和60年1月から同年6月までの標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和60年7月24日に訂正し、標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月31日から同年7月24日まで
② 昭和60年7月24日から同年8月1日まで

私は、昭和54年4月1日にA社に採用され、時期は定かでないが、B社に採用替えとなり、平成9年3月に退職した。

厚生年金保険料は、毎月給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が、平成9年3月31日まで、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和60年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和60年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、同日に厚生年金保険の被保険者であった46人全員について、同年7月24

日付けで同年1月31日にさかのぼって被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、かつ、当該処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和60年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理を行った同年7月24日であると認められる。

また、昭和60年1月から同年6月までの標準報酬月額については、59年12月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、B社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「A社とB社は仕事の内容もすべて同じであり、社名が変わっただけであったと認識しており、申立期間においても、厚生年金保険料は継続して控除されていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和60年7月の標準報酬月額については、同年8月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認することができないが、A社は、申立人に係る資格喪失日の処理を昭和60年7月24日に同年1月31日にさかのぼって行っていること及びB社においては、同年8月1日に資格を取得した旨の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和44年9月26日から48年5月21日まで、A社B営業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の回答及び同僚の証言から判断すると、申立期間において、申立人がA社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、継続して勤務していることに間違いは無く、厚生年金保険料も継続して控除していたはずである。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、A社は、「各営業所の厚生年金保険関係の事務は、昭和45年3月までは本社で一括処理しており、同年4月から各営業所に当該事務を移管した。」と回答していることから、申立人の被保険者資格は、同年4月1日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険

事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年5月1日から11年1月26日まで
社会保険事務所から、平成10年5月1日から11年1月26日までの期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明したとの連絡を受けたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成11年1月26日）の後の平成11年2月22日付けで、10年5月から同年12月までの申立人に係る標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、自分は会社では営業関係全般の業務を担当し、社会保険関係の事務については関与していなかった。」としており、当該標準報酬月額の遡^{そく}及訂正^{ていせい}処理については、「遡^{そく}及訂正^{ていせい}の同意はしていない。」としている。

また、複数の元従業員は、「平成10年12月ごろ社長がいなくなり、突然会社は閉鎖された。」、「平成10年12月ごろ、会社に社長の姿は無く、会社近くの社長の自宅は誰もいなくなった。その後、社長の消息は全く分からない。」と証言している上、申立人自身も平成10年12月ごろ、国税

局の差押えにより経営が行き詰まり、会社が閉鎖した後は出社しておらず、その後は友人のところに身を寄せていたとしている。

さらに、当該事業所の滞納処分票によると、当該事業所は平成 10 年 11 月分及び同年 12 月分の保険料を滞納していたところ、当時の従業員の証言として、同年 12 月 15 日に申立人の行方が分からなくなった旨の記載が確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から6年9月までの期間は9万8,000円、同年10月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月12日から6年11月1日まで

私は、平成5年1月ごろから7年3月17日までA社に勤務したが、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は6年11月1日であり、申立期間は未加入となっている。

厚生年金保険と健康保険は一緒に加入すると聞いているので、B健康保険組合にて記録を調べてもらったところ、平成5年2月12日から7年3月18日まで健康保険に加入していたことが分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合の保管する被保険者名簿の記録から、申立人がA社に平成5年2月12日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業承継会社であるC社からの回答によれば、申立人の雇用形態は臨時社員であったとしているところ、A社の臨時社員は、健康保険及び厚生年金保険には同時に加入させる取扱いであったとしている。

さらに、A社で申立人と同じ臨時社員であったとしている者に照会したところ、「健康保険と厚生年金保険には同時に加入した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合が保管する申立人に係る被保険者名簿から、平成5年2月から6年9月までを9万8,000円、同年10月を12万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、C社が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の申立人に係る資格取得日が平成6年11月1日であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和36年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月10日から同年8月26日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、船舶Aに乗船していた期間の記録が昭和36年8月26日から37年6月20日までとなっている。

船員手帳には、昭和36年5月21日からの雇入れとなっており、同僚であったB氏は同年5月10日から船員保険の記録がある。

B氏と一緒に船舶Aに乗船していたので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚8人の証言により、申立人が申立期間において、船舶Aに甲板員として勤務していたことが確認できる。

また、当該船員手帳における雇入日は昭和36年5月21日、雇止日は37年6月13日であるところ、上記8人の同僚のうち、申立人と同じ雇入日及び雇止日の記載のある船員手帳を所持する4人を含む全員の船員保険の被保険者資格の取得日は36年5月10日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の昭和36年5月及び申立人の同年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船舶所有者及び事務担当者は既に死亡し当時の資料も無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を昭和54年12月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年12月17日から55年1月1日まで
昭和49年4月1日からB市にあったA法人C事業所で勤務していたが、54年12月中旬に同法人D事業所に転勤となり、引っ越しに伴い数日間休暇を取得したものの、同年12月中から同事業所で勤務した。

厚生年金保険料額が記載してある家計簿の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した家計簿、雇用保険の記録及びA法人の回答から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和54年12月17日にA法人C事業所から同法人D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和55年1月のA法人におけるオンライン記録及び申立人が提出した家計簿の厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料は無いものの、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日の記載を誤ったとすることから、事業主が昭和55年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る54年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年11月まで
昭和47年4月ごろ、当時の住居の近くにあったA町役場で国民年金に任意加入する手続を行った。
国民年金保険料は、A町役場とB市役所の窓口で納付書に現金を添えて夫か自分のいずれかが納付していた。
申立期間が、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和49年12月26日にB市において国民年金に任意加入していることが確認でき、この記録は、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）の記載と一致する上、任意加入の被保険者資格は制度上加入手続を行った日が資格取得日となるため、申立期間は未加入期間となり、納付書の発行や納付勧奨は無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の記号番号と、上記被保険者台帳及び上記被保険者名簿の記号番号は一致しており、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続をした際、オレンジ色の年金手帳を交付されたと述べているところ、社会保険庁（当時）が三制度共通のオレンジ色の年金手帳を交付したのは昭和49年11月以降である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1344 (事案 320 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 15 日から同年 10 月 28 日まで
② 昭和 34 年 4 月 15 日から同年 11 月 8 日まで

私は、申立期間はA社の各作業所に勤務し、B県各地で業務に携わっていたにもかかわらず、前回の審議において、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、同僚の証言も得られない等の理由で記録の訂正は不要との結論が示されたことに納得できない。

この度、同僚から、年金記録の回復につながると思われる手紙が届いたこと、及び証言が得られたことから、B県で働いていた事業所名及び期間を、申立期間①については、A社C作業所を同社D支店に、また、申立期間の一部を変更して再申立てし、新たに申立期間②として同社E作業所に勤務していた期間を追加するので、もう一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当委員会は、申立てに係る事業所が当該期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないこと、また、同僚から申立てに係る証言等を得ることもできない等の理由から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 20 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社D支店において厚生年金保険の加入記録のある同僚が、申立期間①に自分と一緒にB県F市で働いていたと証言していることから自分も厚生年金保険に加入しているはずだと主張しているところ、

同社本社に加入記録のあるほか一人の同僚を含めた二人の同僚は、いずれも同社の複数の事業所に勤務している上、50年以上も経過しているために勤務した場所は覚えているが時期は覚えていないとも証言していることから、申立人が同社D支店に勤務していたことは推認できるが期間を特定するまでには至らない。

また、A社本社及び同社D支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同僚二人の加入記録は確認できるが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社D支店では、「正社員の年金加入者台帳に申立人の氏名は無く、雇用していたかどうか分からない。臨時職員については各事業所に記録が残っていないので、保険料の控除等については不明である。」と回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人の当時の勤務状況等の記憶及び同僚の証言から申立人がB県G市内で働いていたことは推認できる。

しかしながら、申立人と一緒に作業所ではないが、申立人もこの時期B県G市内にいたと思うと証言した同僚は、A社E作業所で働く2年前に同社の別の作業所でも申立人と一緒に働いていたとしている上、勤務した場所は覚えているが時期は覚えていないとも証言していることから、申立人がE作業所に勤務していた時期を特定するまでには至らない。

また、申立期間②に同僚二人が勤務していたA社E作業所、同社H事務所及び同社I出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同僚二人の加入記録は確認できるが申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社E作業所を管轄する同社D支店では、「正社員の年金加入者台帳に申立人の氏名は無く、雇用していたかどうか分からない。臨時職員については各事業所に記録が残っていないので、保険料の控除等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで
A社が経営する店舗Bを昭和 48 年 4 月末に退職し、その後、同年 10 月から 50 年 9 月末まで再度勤務したが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていた。
私は、申立期間についても、以前と同じ条件で当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している3名の同僚については、生年月日等が不明であり、当該同僚を特定することができないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

また、当該事業所において、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる別の複数の同僚及び当時の総務課長並びに経理課長に照会したところ、「申立人を記憶していない。」と述べており、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所は、「貸金台帳や社会保険関連の届出書などの保管期間は8年から10年であり、申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の届出、保険料の控除等については不明である。」とし、「当社が経営する店舗には、正社員、パートタイマー、学生アルバイト等が現在も勤務しているが、全員が厚生年金保険に加入しているわけではない。」と回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライ

ン記録によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 5 月 16 日まで

私は、昭和 46 年 4 月 1 日に A 社に入社し、最終的には平成 21 年 1 月 31 日に B 社を定年退職した。

入社前に A 社から自宅待機の連絡が有り、新入社員全員の入社日が昭和 46 年 5 月 16 日であったことは覚えているが、厚生年金保険の加入は入社日となった同年 5 月 16 日となっており、入社日の同年 4 月 1 日からとなっていないことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された労働者名簿等から、申立人が昭和 46 年 4 月 1 日に A 社に入社したことは確認できるが、申立人は入社前に当該事業所から自宅待機の連絡を受けたことから、勤務開始日は新入社員全員が出社となった同年 5 月 16 日であったことを記憶している。

また、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証によると、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は入社日となった昭和 46 年 5 月 16 日であることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する複数の同僚も申立人と同様に同年 5 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間当時の社会保険関係資料を保存していないが、申立人が保管する昭和 46 年 6 月分の給与金計算書によると、年末調整用項目欄に社員に対するこれまでの給与賞与額及び社会保険料額並びに所得税累計額が記載されており、申立人は同年 6 月分の給与で初めて厚生年金保険料及び所得税が控除されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月 24 日から 19 年 2 月 21 日まで
昭和 18 年 12 月から 19 年 2 月まで、A 社（現在は、B 社）で機関長として乗船したが、この期間について、社会保険事務所（当時）から船員保険の加入記録が見当たらないとの回答をもらった。
私は、給与明細書等は保管していないが、船員手帳を提出するので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳により、申立人は申立期間について、船舶 C に機関長として乗船していたことが推認できる。

しかし、A 社は、船舶所有者名簿によると、船舶所有者として確認できない上、本社の B 社は、昭和 22 年 12 月 1 日から船員保険適用の船舶所有者となっていることから、申立期間当時は船員保険の適用を受けていないことが確認できる。

また、船員手帳に記載のある船長は、既に亡くなっている上、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務状況及び船員保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、B 社は、申立期間当時の資料を保管していないことなどから、申立人の船員保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、勤務していた A 社における厚生年金保険加入期間を照会したところ、昭和 56 年 4 月 1 日資格取得となっており、申立期間の加入事實は確認できなかったとの回答があった。

私は、昭和 55 年 4 月に入社した当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社が発行した給料支払明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該給料支払明細書によると、昭和 56 年 4 月支給分以前の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月から厚生年金保険に加入していたものと思っていたが、記憶違いだったのかもしれないとしている。

さらに、当該事業所では、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

は推認できる。

しかし、C社D支店及び上記知人は、「申立期間②当時は、臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立期間②について、C社D支店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、C社D支店では、申立期間②当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 10 日から同年 7 月 10 日まで

申立期間①については、A社で仕事をしていた。同社には従業員が12名ぐらい働いていた。

申立期間②については、B社で仕事をしていた。同社には従業員が25名ぐらい働いていた。

申立期間③については、C社で仕事をしていた。同社には従業員が30名ぐらい働いていた。

これらの事業所では健康保険証を配布されたことを記憶しているので、厚生年金保険の記録が無いとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の上司の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が上司だったとする元取締役は「申立人は正社員ではなく臨時社員だった。当時は入社してから3年ほど様子を見てから厚生年金保険に加入させていたので、勤務期間が3年未満の申立人の加入は無い。」と証言している。

また、当時の事業主の娘は、「申立期間当時、会社は父が経営しており、厚生年金保険については、最初は父、母、自分と長く勤めていた職員など限られた人だけを加入させた。」と証言している。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が適用事業所となったのは昭和32年12月1日であることが確認でき

る上、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②については、申立人が同僚だったとする4名は、「申立人についての記憶は無い。」と証言している上、全員が入社から厚生年金保険の被保険者資格の取得までに、最短で2か月、最長で1年以上の未加入期間があり、そのうちの1名は、「入社の時、半年ぐらいは臨時社員で健康保険、厚生年金保険、失業保険は無いと言われた。事実自分は、昭和31年の正月過ぎに入社したが、厚生年金保険は同年8月から加入した記録になっている。」と証言している。

また、別の同僚は、「会社は、人の出入りが激しく、優秀な人、親族を社員にしていた。当初は臨時社員として勤務させ、何か月か後に社員とした。自分は昭和34年9月ごろ入社したが、35年1月に健康保険に入れてもらい、その時から保険料が引かれた。」と証言している。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③については、申立人が同僚だったとする2名のうち1名は、申立人を覚えておらず、ほかの1名は、申立人が会社にいた記憶はあるとしているが、申立人の勤務実態及び勤務期間を特定する証言を得ることはできない。

また、当該2名の同僚は、いずれも「昭和32年10月に入社し、最初は臨時社員で採用され、その後社員になった。」と証言しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和33年6月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、C社に係る上記被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

私は、A社に平成 6 年 9 月 1 日に入社し、8 年 11 月 1 日に退社するまで厚生年金保険に加入していた。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間についての加入記録が確認できなかった。

入社後の 2 か月、退社前の 1 か月だけ厚生年金保険に加入していたということはあり得ないと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社における当時の取締役、申立人の上司及び同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成 6 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、8 年 10 月 1 日に再び適用事業所になっていることが確認できる。

また、申立期間当時取締役であった社長の妻は、「平成 6 年ごろ、経営が厳しくなり社会保険から脱退することにしたが、健康保険については健康保険任意継続被保険者への加入手続を代行し、年金については国民年金に加入するよう従業員全員に対し社長が説明した。」としており、ほかの取締役 2 人も同様の証言をしている。

さらに、同僚に照会したところ、回答のあった 6 人のうち 4 人は、前述の取締役の証言のとおり説明があったとしており、そのうち 3 人は、健康保険料、厚生年金保険料は給料から控除されなかったとしている。

加えて、申立人は、平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで国民年金

に加入し、国民年金保険料を毎月納付している上、ほかの従業員の多くが申立人と同様に当該期間は国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。